

令和2年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和2年6月10日（水曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- 日程第 1 請 願 第 1 号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書
(総務産業常任委員会) < P 3 >
- 日程第 2 意見書案第 1 号 「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書 (文教厚生常任委員会) < P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書 (総務産業常任委員会) < P 4 >
- 日程第 2 一般質問 < P 4 ~ P 37 >

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 6月5日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、6月10日は、最初に、6月2日の本会議において総務産業常任委員会へ付託いたしました、請願第1号について審査報告を受け、審議を行います。

次に、文教厚生常任委員会へ付託いたしました、意見書案第1号について審査報告を受け、審議を行います。

次に、総務産業常任委員会へ付託いたしました、意見書案第2号について審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

なお、今回の一般質問においては、3議員から新型コロナウイルス関連の質問が重複いたしますが、現在の状況を鑑み、議会運営委員会として必要性を認めたことから、特例として承認しておりますので申し添えしたいと思います。ただし、私が医療、進藤議員が教育、二川議員が経済を中心として、内容をすみ分けて質問いたしますので、どうぞ了承をお願いしたいと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第1号新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、採択です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、請願第1号新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書の件を採決をします。

本件における委員長の報告は、採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第1号新たな基本計画における農村振興の強化を求める請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 意見書案第1号

○議長（吉田敏男君） 日程第2 意見書案第1号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第1号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第1号「子供の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、可決です。

これで委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第4 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番高橋健一君。

（7番高橋健一君 登壇）

○7番（高橋健一君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に従い、またマスクを外させていただいて、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

質問事項。新型コロナウイルス感染「第2波」「第3波」にどう備えるか。

2月28日、北海道は他の地域に先駆けて

緊急事態宣言を発令いたしました。

3月19日に当初懸念された爆発的な感染拡大と医療崩壊は回避されたとして、この宣言は一旦解除されました。しかし、感染は全国に拡大し、ついに日本政府は4月7日に緊急事態宣言を発令いたしました。その後、日本国民の忍耐強さと医療従事者の不断の努力によって、私たちは何とか第1波、北海道は第2波を乗り切ることができました。幸い、足寄町では1人の感染者も出ていません。

しかし、油断をすれば、第2波、第3波はすぐ来るかもしれません。感染力が強いこのウイルスとどう向き合い、どう備えるか、足寄町の力量が問われています。

そこで、質問です。

1、緊急事態宣言が解除され、日常生活が戻るにつれ、どうしても緊張感が薄れてしまいます。三たび感染が広まるのではないかと不安で、日常生活が萎縮してしまいます。この見えない恐怖を払拭するために、町は町民にとって具体的で分かりやすい指針を示し、町民に安心と安全を担保することが必要だと思えます。

コロナをどう予防するかはもちろん、もし自分がコロナに感染したらをしっかりとシミュレーションして、対策マニュアルを作成し町民に周知させることや、医療機関に発熱外来を設置したり、PCR検査や抗体検査を全町規模で実施することも大切だと思いますが、町長の見解をお尋ねしたい。

2、コロナのせいで町民待望の各種のイベント、スポーツ大会が中止に追い込まれています。パークゴルフを例にとると、6月2日にパークゴルフ場の利用が許可され、愛好者に笑顔が戻ってまいりましたが、十勝地区パークゴルフ協会連合会主催の大会は全て中止、それに準ずる形で足寄町の大会も中止を余儀なくされています。

今後、町内各団体がイベントや大会等を適切な感染防止策を講じて行う場合、公共施設の利用は許可をしてもらえるのか、町長の見解をお尋ねしたい。

3、コロナは我々の生活スタイルを一変させるかもしれません。ちまたではオンライン授業、オンライン診療、テレワークなど、ITを利用した取組が注目を浴びています。足寄町はこのような取組をどう受け止めているか、町長の見解をお聞きしたい。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の新型コロナウイルス感染、第2波、第3波にどう備えるのかの一般質問にお答えいたします。

まず新型コロナウイルス感染症対策につきましては、法律に基づき北海道が対処方針の作成・推進、感染拡大対策全般、PCR検査実施や感染者への医療提供、道内の医療体制の整備、市町村との調整等を行うこととなっており、保健所の所在しない市町村においては国・道の対策と一体となった対応の検討・実施、市町村内の感染症対策実施を行うこととなっております。

1点目の、町民に対する安心と安全の担保についての御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、広報あしよろや自治会配布文書、新聞折り込み、防災行政無線等を通じ、周知を行っており、今後も基本的な感染防止対策や新しい生活様式等の具体例に関する情報の周知を図ってまいります。

また、感染した場合における対応についてですが、受診の目安となる高熱等の症状のある方は、帰国者・接触者相談センター（帯広保健所）となりますが、に連絡し、受診して検査が必要と判断された場合にPCR検査を受け、検査の結果が陽性だったときに、帯広保健所が入院や宿泊施設での療養を指示するほか、消毒の指導や接触者・家族等の調査を行い、北海道から感染者の公表がされることとなっております。

感染者本人の状況に応じて、帯広保健所が必要な対応を行うため、本町独自のマニュアル作成は現時点では難しいと考えております。

感染発生の場合におきましては、本町としても帯広保健所の指導の下、できる限りの対策を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る発熱外来の設置についてですが、発熱外来は北海道が帰国者・接触者外来（発熱者外来）として設置するもので、足寄町においても新型コロナウイルス感染症が拡大した場合には、北海道等と協議の上、町有施設を活用しての帰国者・接触者外来（発熱外来）の設置を行うなど、状況に合わせた対応をしていく予定でおります。

なお、現在の発熱者の診察についてですが、国保病院においては、新型コロナウイルス感染の疑いのある方と他の受診者との接触を避けるため、別室での診察を行うこととしており、町内医療機関においても、可能な場合は通路をパーティションで区切るなどの対応をしていると伺っております。

今後、発熱者が増加した場合については、発熱者と他の受診者の受付、診療時間を区分するなどの対応をし、感染拡大防止を図っていくこととしております。

続いて、全町規模での各種検査については、現在帯広保健所でPCR検査が可能となっているほか、全国的にも抗原検査用キットの供給が開始され、検査体制が整備されてきておりますが、どちらの検査も医師が必要と判断した場合に受検することとなっており、検査用キットについては感染者が多い地域に優先供給されるため、現時点で希望者が受検できる状況には至っておりません。

また、全国的に医療機関や検査機関における新型コロナウイルス感染症対策従事者の負担が非常に大きくなってきていることから、現在の検査体制については、全町規模での検査は不可能と考えております。

なお、抗体検査については、国内には診断用医療品として承認を得た検査法はないと厚生労働省から発表されております。

町民の皆様の不安解消に向けては、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに

関する正確な情報の収集を行い、町民への情報の提供や相談窓口の周知に努めてまいります。

2点目の町内各団体がイベントや大会等を行う場合の公共施設の利用許可についてですが、本町では感染予防の観点から3月以降、町主催事業等を延期・中止等にしており、各団体主催等の事業や会議などについても、同様に感染防止を図っていただいていたところでもあります。

公共施設については、6月2日から利用を開始いたしました。利用に当たっては手洗いやマスク着用、3つの密の回避などの対応をしていただくこととし、さらに一部の施設については当面の間、利用時間短縮や用具類の貸出しの事前予約の対応を行っているほか、大会・例会等の開催自粛など、感染予防への御協力を頂いているところです。

現在、国・北海道においては、約3週間を目安に段階を設定し、感染状況を確認しつつ段階的に各種活動の制限を緩和していくこととしており、基本的な考え方として、屋内外のイベントについて参加人数や収容率、十分な間隔を取るなど等の開催制限を要請しております。

本町におきましても、この方針を基本として、利用者の皆様に十分な感染予防対策に協力を頂きながら利用状況を確認し、段階的に各施設の制限緩和を行っていきたいと考えております。

3点目のオンライン授業などITを利用した取組が注目を浴びているが、足寄町はこれらをどう受け止めているかについてですが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、オンラインによる授業や診療、テレワーク・在宅勤務の動きが急速に広まっています。

現在、国では高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、IT新戦略の策定に向けて、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための喫緊の方策として、接触機会の削減等のためにはIT等を総動員した取組が必要であり、今般の感染拡大は社会の在り方

に根源的な変革を迫っているとの基本的考え方の下、オンライン化・リモート化による働き方改革、学び改革、暮らし改革により、接触機会の減少下にあっても、社会が機能し経済成長が可能となるようデジタル強靱化による社会構造の変革を図るため、検討が進められています。

今回、新型コロナウイルスの影響で広がったITを活用したテレワークの導入は、柔軟な働き方や長時間労働の解消といった働き方改革を可能としていますが、導入に当たっては情報セキュリティの確保、適正な労務管理等の検討が必要であるなどの課題もあることから、今後も引き続き、国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます。

ひとつ安心したのは、町長の答弁の中で、足寄の国保病院でも別室での診療を行うことになっておりというので安心しました。

もしも自分がコロナにかかったらどうするか、自分でシミュレーションしてみたのですが、まずは発熱があったり倦怠感とかせきとか、そういうことで、まずどこに相談していいのだろうか、これすごく迷うところで。いわゆるこれは振興局ですか、十勝振興局のホームページを開くと、まず保健所に電話してくれと。そこで判断されるのですよね。そこではじかれたらどうしようかなと思いましたが、そういうことも含めて、これ心配になっていたのですけれども、足寄町では国保病院でもきちんと診察を行ってもらえるということですか。PCRはだめなんですか。

そこで、ここだと帯広まで行かなければいけないわけですよね。そして、いわゆる指定病院になっている厚生病院でPCR検査を受

けて、そしてそこで入院するのか、ホテルに行くのか、自宅で隔離されるのかという選択しかないのかなと思ったのですけれども。この足寄町の対応がちょっとうれしかったのですけれども、これについてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 国保病院の対応についてはそういうことでありますけれども、基本的にはやはり発熱等があった場合については、まずは保健所に相談をしていただくということになります。保健所の中で仕分け、仕分けという言い方ちょっと悪いかもしれませんが、本当にコロナウイルスに感染しているかもしれないと疑われるような人について、保健所のほうからまたさらに指示があつて、そういう専門の病院にということになりますし、そのほかの方については地元の病院ということになるかというように思います。

ただ、やはり今度地元の病院ということであっても、やはり一応事前に連絡していただくと非常にありがたいかなと、こういうことで発熱があつて、それで保健所とも相談したけれども、保健所のほうでは地元の病院でもいいですよということで話があつたということで、事前にやはり発熱のある場合については、まずは相談していただいとということにしていただくと一番ありがたいのかなというように思っております。

それから、取りあえず保健所にまず電話しなくても、発熱のある場合については国保病院等に連絡していただいても、まずは電話していただければその中でいろいろと相談に乗らせていただいておりますので、その中でまず国保病院に連絡した場合についても、やはり国保病院で診ていただける場合と、それからやはり保健所とまた相談してというようなことになる可能性もありますけれども、そういった中で、新型コロナウイルスの感染が疑われない場合、高熱であつたり倦怠感があつたりだとか、そういうことであっても新

型コロナウイルスではないだろうという場合については、国保病院でも診療ができるということになっております。

あと、インフルエンザなどでもそうですけれども、一応そういう高熱があつたりだとかとしている場合については、一応病院の中でもそういうことで連絡が頂ければ、事前に頂ければそういう対応をさせていただくということになるかというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） コロナ以前であれば、ちょっと熱があると、せきぐらいだと病院には行かないのしょうけれどもね、熱がそれに伴えば医者に行きますよね、お医者さんに行くと。そうすると、看護師さんが、「お熱はかりますよ」といらして熱をはかって、その後注射打ってもらって、まあ、二、三日で治ってしまうのですよね。だけれども、今回の場合はそうもいかないと。風邪なのか、インフルエンザなのか、コロナなのか、さっぱり分からないし、ひとつ間違えたとんでもない院内感染も引き起こす可能性があるということですね。その辺の判断が難しいですね。私が発熱して相談して、相談して国保病院に行つていいのですかね。または一般の病院に行つていいのですかね。そこで判断されて、すぐお医者さんの判断も難しいですね。やはり完全に防護服を着て、診断されて、それからPCR検査のために帯広に搬送されるのでしょうかね。帯広行くときにはもちろん公共の交通機関使えないですから、自分で行くか、行けなければ何か保健所か何かで車とか用意してもらえるのでしょうかね。その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、まず国保病院についても事前に連絡していただくと、国保病院に来てくださいということになれば、まず来ていただいて、多分高熱があつたりだとかして、そういうようなのが続いているということになれば

ば、別室で、そういう部屋で診察を受けるということになるかと思えます。

その中で、例えばやっぱり新型コロナウイルスが疑われるというような場合については、その後の対応というのは保健所と相談しながらどうするのかというのを決めていくというようなことになるかと思えます。

やはり、公共の交通機関だとか、そういったものは使うことはやっぱりできませんので、保健所と連絡しながら交通機関についても、保健所が例えば迎えに来てくれるだとか、それから救急車等を使って行くだとか、そういう専門の病院に行くための交通機関というのは当然その場で、どういう形で行くのかということは決められていくのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） それでは、割と足寄町民としては安心して相談を受けていただけると。そして、足寄町の中で指示を受けて、帯広保健所の指示を受けたり、厚生病院に行って検査をするという、そういう形を取ることですよろしいのですね。

残念なのは、発熱外来とかPCR検査がなかなか足寄独自の判断ではできないということなのですけれども、今回の補正予算の中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この中で救急医療用テント購入、空気清浄機、診療用のブースというのが、これ使途の中にありましたけれども、これはそういうことを前提として購入を決めたわけではないのですか。この辺を説明お願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回、購入する陰圧ブースとかパーティションタイプの空気清浄機なのですけれども、これにつきましては、そういうまずお電話頂いて受診を受けていただくときに、今別室でやっておりますけれども、やっぱりコロ

ナの疑いが高くなった場合につきましては、その別室だけではなくて、さらにその中で区切って、そのパーティションの中で、ブースの中で受診をすると、その中の空気が漏れないというような設備となっておりますので、それを購入して、ほかの方への感染を防ぐためのものとして、予防も兼ねての購入を予定しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） やはり念には念を入れてということだと思っております。

昨日のテレビで、ソフトバンクが自分のところの社員と医療関係の4万人を対象に検査ですね、抗体検査をしたと。そして陽性率が0.43%、少ないのではないかと思っております。ちょっと安心したのですよね、一回はですね。ニューヨークは19.9%ですから、大体5人に1人ぐらいはもう感染していると。コロナウイルスを体内に持っているということですかね。過去に持っていたのかもしれないけれども、5人に1人だから大変だなと思っております。0.43%大したことないなと計算してみたのですよ。足寄町の人口6,700人掛ける0.0043ですか。そうすると、28.8人。29人ぐらいが足寄町の中でもこのウイルスを持っていてもおかしくないのだなとびっくりしましたね。いつ何時これ襲われるか分からないので、十分気をつけなければいけないなと思っております。

やはり、PCR検査というのはテレビなどでもよく言われて、なぜ日本は少ないのだとやり玉に上がってますけれども、やっと保険が適用されて、これが1人当たり1万8,000円、3割負担で5,400円の負担でできる。ちょっと高いですけれどもね、そういったも。それでも、それでは保険適用されるのだからいつでも行ってやってもらえるのかなと、そうはいかないのですよね。国の許可が得なければ受けられないというのは、何かもどかしいというか歯がゆい思いがするなと。そうすると何か裏でよく分からないです

けれども、一般のクリニックが今度自費医療のPCR検査できますよと。この値段が4万円。世の中どうなっているのか分からないのですけれどもね。4万円じゃとてもじゃないけれども受ける気にはなりませんけれども、今度海外渡航するなんていうときに、必ずPCR検査が必要ですよといったときに必要になるのかもしれませんが。私はその予定がありませんので、必要はないと思います。

まずPCR検査とか、そういう本当に身近に受けられるようになれば、非常に足寄町民も安心してコロナに対応できるのではないかと思うのですけれどもね。何とか足寄町からもそういう部分を何とか発信して、足寄町でもすぐに感染症に対して対応できるという、そういう姿勢を取っていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

2番目のイベントの開催についてなのですが、実は私、パークゴルフ協会の事務局長を仰せつかっておりますので、パークゴルフの愛好者の人たちの仲間の皆様の代表して、今日は質問させていただきたいと思って参りました。あまりいい回答得られないと、私は帰って行政に何も言えない、情けない事務局長だというそしりを免れないところがありますので、ぜひその辺の回答をよろしく願いいたしたいと思っております。

ずっとパークゴルフ大会は今やっております。しかし、みんなの要請を受けて、今回の私の一般質問を受けて、明日協会として役員会を開いて、そして21日に「コロナに負けるな、パークゴルフ大会」を開催しようともくろんでおります。これについて、もしもこれはやめてくれと、とんでもない話だということであれば、また会に持ち帰ってまた中止なりの判断をさせていただきたいと思っておりますが、町長、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） ただいまの質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

6月2日から再開になりまして、一番ちょっと心配されたのは、当初のその週の週末の密集、密接がどのような状況になっているのかということで、その関係がありまして、当面の間、大会や例会等の開催は自粛ということをお願いをしておりました。

日曜日の方に教育委員会の担当者と、あとパークゴルフ協会の方の御協力を頂いて、一番人が集まる午前11時頃、その状況を確認しましたけれども、利用されている方が二十数名いらっしゃったのですけれども、皆さん、密接、密集、そういう状況のない中でプレーを楽しんでいただいたということで報告が上がってきまして、内部で協議をしまして、例会、大会等の自粛というお願いをしておりますが、今週の土曜日には自粛の解除ということで考えております。正式に決まりましたら、内部で正式に今週の土曜日から解除ということにしておりますので、パークゴルフ協会の方にはその旨連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、大会の関係については、当然主催者側のほうが、こちらが心配しているのは開会式ですか、閉会式等が密集、密接になるのかなというふうに思いますので、そこは主催者側のほうでその回避をお願いするような形で実施をしていただきたいと思いますということで考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます。これで、私も無事に帰れそうでございます。

しかし、私もう一つ雌阿寒太鼓保存会というのに加盟してまして、生涯学習館の体育館で練習を毎週しているのですけれども、これは3か月以上休んでおります。やはりパークゴルフ協会はお年寄りですけれども、これは怒られるかもしれませんが、やはり太鼓の場合は子供さんがいるということで物すごい自己規制がかかるのですよね。それでなかなか踏み出せない、前に。もう3か月半、

練習滞ってます。もちろんイベントがありませんから興行収入も入ってきませんし、太鼓は。だから、まあ、いいのかなと思いつつも、やはり情操教育上子供たちに何とかやはり太鼓もやらせてやりたいし、それからいろいろな、そうですね、小中高のこれから部活等とか、そういうのは重要だと思うのですよね。各種イベント。特に若い人たちは、そういうことが必要だと思うのですよね。だから、それについて教育長にお伺いしたいのですけれども、どのような判断基準でこれから対応していかれるのか。教育委員会としては、どこまで許して、どこを押さえていくのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

感染症の特殊性ということを鑑みた場合について、やはり幾ら足寄町が面積規模が香川県に匹敵するといっても、町単独でいろいろなことは判断、決断できないだろうと私は思っています。ということは、それは町だけで帰結する問題でない非常に感染性が強いということなので、皆さんに迷惑をかける。そういう意味で、他方、公共体ですから、やはり国だとか、あるいは道の要請だとか、そういうものを踏まえながら実態をつぶさに踏まえて対応していく。具体的には、これ最終的な感染症ですから、今までの歴史や専門家の知見をよりどころにすると、まさにゼロということはないと思うのです、と思うのですよね。そうすると、いわゆる「終わり」の終息ということでないで、「収める」の収束のほうに近づいてきているので、小中学生もいろいろな部活動等とかの練習試合だとか何とかにつきましても、一応来週の土日あたりから少しずつ活動を段階的に進めて、交流をしていくと。具体的には、当面の間はまずは国や道で言っている、専門家も言っている3密ですね、それに十分留意しながら、練習試合や大会等を計画していく。中学生についても

う4月の、一応中旬だったかな、下旬に一応それぞれの東部、あるいは東北部の校長が主催となって、中体連の大会は中止になっておりますから、中学3年生の、とりわけ中学3年生のそういう大会だとかの、何というのですかね、で自分の力量を発揮できるような、そういう場を設定したいという動きを今進めております。それに対して教育委員会も、こういうようにして積極的に子供たちのそういうものを推進していきたいと。ちょっとまどろっこしい言い方ですけれども、そういうことで、今、社会、スポーツのほうの、パークゴルフについても次長のほうからありましたけれども、一応私個人的には、そんなことでそういう様々な状況を勘案し踏まえたときには、もう来週あたりくらいからそういう活動をじわじわと段階的にやっていかなければならないなと思っています。

今一番学校教育の中でもちょっと心配になっているのは、3密のあれもそうなのですけれども、学校ですからね。学校ですから、そして今、今日あたりもう北海道などはひょっとしたら日本で一番暑いのかな、北海道で一番暑いのかな、十勝は、今日明日あたりは。どういのですか、マスクの問題ですよ。それこそ、角を矯めて牛を殺すような、そういう状況をやったらこれは本末転倒でございますので、その辺なども実態を踏まえながら、やっぱり知恵を絞っていかなければならないなと思っています。何よりも現場の声だとか、現場の対応だとか、そういうものを最優先してやっていきたいと、こんなふうに思っています。

ちょっと回答になっていないかもしれないですけれども、しんしゃくしてください。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） 本当に進むか引くかというのは非常に難しい、苦渋の選択だと思うのですよ。どちらを選んでも何か心の中で何かもやもや残りますよね。だから、やはり足寄町独自で突っ走るといふわけにはいかないのでしょうけれども、やはり全体の社会的

な状況を見ながら、常時やはり子供たちのことを考えながら前向きでできるような検討をよろしくお願いいたします。

パークゴルフに戻るのですけれども、本当に年寄り、「先がないのだから、ちゃんとやるように交渉してくれや」というのが、何かいわゆるパークゴルフの人たちの意見として、もう70代、80代中心ですから、私68歳、まだひよっこです。もう使い走りをさせられております。何とか、注意しながら、予防措置を取りながら開催をいたしたいと思っておりますので、御了承をどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、3番目のITの活用、私も得手ではないのですけれども、実は私はまだ携帯はガラケーでして、もう人間それ自体がガラパゴス諸島の生きた化石なものですから、語れるかどうか分からないのですけれども、やはり何か新しい話を聞くと、何かコロナに対応するヒントが、このITの活用にあるのではないかなと、そういう気がしているのですよね。私が言うのも変ですけれども。いわゆる感染拡大防止するには、非対面、非接触ですよね。対面しない、接触しないということなのですけれども、これITを利用すると全部避けられるのですよね。例えば、通勤しないテレワーク、学校行かないでオンライン学習、通院しないでライン診療、それから行政手続オンライン申請、それから商取引はeコマース、これもう全然を人を介さないで全部日常生活ができてしまうと。味気なくて私は好きではないのですけれどもね。私はこんなことになったら、山に籠もって炭焼きやりますけれどもね。だけれども、よくよく若い人たちに聞くと、今回の感染症のすごい大きな武器になるような気がしてきたのですよね、子供たちに言われてですね。「じいさん分からないかもしれないけれども、時代は変わってんだよ」と、「こういうのを利用すれば感染対策になるんだ」と。そして、またちょっとその後先に考えると、これは地方創生にも役に立つかもしれないなどと考えたりしまし

た。いわゆる遠くでもいいのだと。リモートで生活ができるのであれば、別に狭苦しいところでサラリーマンが東京で満員電車で揺られて生活する必要はないのではないかと。それなら足寄もこれからの、どうなのでしょうかね、地方創生の起爆剤になり得るのではないかと、ちょっと考えてみました。私はあまり多くは語れないのですけれども、町長若いですからね。こういうIT関係については詳しいと思いますので、このIT等の関わりについて一言よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

3歳しか違いませんので、大して若くはございません。

まさに地方創生の話にもつながっていく部分もいっぱいあるのかなというように思っています。

本当に一極集中で、非常に人口が密集している場所とそうでもない場所という、この2つに今一極集中ですから、一つそういうところとそうではないところと分かれてきて、やっぱり一極集中のところは感染症に対するやっぱり弱さというのはすごく多くあるのかなというように思っています。

テレビなど見てましても、満員電車で通勤をする、そういう姿を見てますと、本当に感染がしないのがおかしいのではないかと思います。ぐらいい非常に多くの人たちがいて、狭い空間の中で通勤をするだとかというような形になっていますので、そういうことを考えると、もっと広い、例えば足寄だとかで仕事ができれば、そして今ITだとかそういう技術を使えば、そういう離れていても仕事ができるのだということが今回のコロナウイルスの緊急事態宣言の中で分かってきたのかなというように思っています。

緊急事態宣言自体が解除はされましたけれども、コロナウイルスの感染といった部分ではまだまだ収束しているわけではなくて、完全に克服されていないという状況があります

し、長丁場になるということも言われていますので、まだまだこの後もそういう密集だとか密接だとか、そういったことがまだまだ避けなければならないという状況になってますので、今後の部分でいくとやはり必要なことなのかということ言われているかなというように思っています。

ただやっぱり足寄町でいけば、まだまだやっぱりそういうインフラ整備がきちんとできていないという部分も一面にはあるのかなということでもあります。今、5Gだとかというようにも言われていますけれども、実際には足寄町の中でいけば携帯電話のエリアに入っていないところもまだあるというような状況もあるわけですから、そういった部分ではまだまだインフラ整備がきちんとできていないのかなというように思っています。

だから、この後そういう整備だとかももっとやっぱり進めていかなければなりませんし、それは国全体としてもやっぱり考えていかなければならない問題なのかなというように思っています。

やはりそういうITを使ったそういう戦略とか、そういったものによってもっともっとこういう感染症が起きても、きちんと経済活動もできるし、医療だとか、それから学びなども含めてできると、そういうような体制をやはり今後つくっていかなければならないのかなというところでもあります。

多分そういうことがこれからこのコロナの感染症によって進んでいく、そういう形になっていくのではないかなというように思っていますので、それに合わせて足寄町にとっても何ができるのか、そういったことをやっぱりこれから考えていかなければならないのかなというように思っているところでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） やはり私も時代に乗り遅れないようにやはりこういうものを少し勉強していかなければいけないなというふう

に考えております。

有名な方で台湾のIT担当大臣オードリー・タンさんという方がいらっしゃいまして、生まれたときは男の人だったんですけども今女性という方ですけども、35歳で大臣になられています。それで、マスクの在庫の一目で分かるアプリとかつくっているのですよね。すばらしい大天才で、あまり学校も出てない人ですけども、こういうすばらしい人が大臣というのはすばらしいなと思いますね、若くて。さらに、GPSで近所のコロナ感染場所を表示するようなアプリも出てますが、すばらしいなと私は感激しているのですけれども、実は私はガラケーですから、こういうサービスは受けられません。PayPayもできません。やはり私も新しい時代についていくために、若い人たちの意見も頑固にならないで聞き入れて、そしてやはりコロナに対しても対応していかなければいけないなど、そういうふうを考えている次第であります。

もう一回すみません、町長、何か最後にこれだけは言っておきたいということがありましたら、一言頂いて、私の一般質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 最後に一言ということでもありますけれども、やはり今回のコロナについてはまだまだ収束しておりませんし、この後北海道でいけば第3波が来るのではないかとされていますし、十分にこの感染拡大防止というのに努めていかなければならないと考えております。そのためにもやはり、お話もございましたように、町民の人たちに対してはやはり手洗いですとか、それからうがい、そういう感染症に対する衛生対策といいますかね、そういった基本的なもの、それから3密にならないような、そういう体制、人と人との間に距離を置いて行動するというようなこと、そういったものをやはり今後も引き続き続けていっていただいて感染しないような、そういう行動を取っていただけ

ればというように思っているところであり
ます。そのためにはやはり足寄町としても、国
や、それから北海道、いろいろなところから
の情報等を十分に収集しながら皆さんに、町
民の皆さんにお知らせをしていくと。そし
て、感染拡大にならないような、先ほど言っ
たような発熱外来だとか、そういったものを
しなくても、つくらなくてもいいような、そ
ういった形になればいいのかなというよう
に思っているところでありますので、今後とも
皆さんの御協力頂きながら感染拡大防止に向
けて取組を進めていきたいというように思っ
ているので、よろしく願いをしたいと思
います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます
ました。

これで、私の一般質問を終了いたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番高橋
健一君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を
再開をいたします。

一般質問を続けます。

3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長のお許しを頂き
ましたので、一般質問通告書に従い、質問を
させていただきます。

質問事項。

市街地におけるキタキツネ対策について。

動物由来感染症であるエキノコックス感
染症は、60年前に礼文島で確認され、道東
から全道に広がり、今や北海道を含む北
日本まで広がっております。エキノ
コックスが寄生したキタキツネやその
ふんに直接接触したり、ふんに汚染
された野菜や沢水を口にすると、卵
が口に入り感染する危険があります。根治

するためには手術で摘出する方法しかなく、
長い治療期間が必要な怖い病気です。

キタキツネは保護の対象であり、原則
駆除はできず、足寄町では農業地域で農
業被害対策として駆除している場合もあ
りますが、市街地では行われていません。

しかし、最近は、市街地でもふん害な
どの被害が多発し、町民から苦情や対
策を求める相談が寄せられています。複
数のキタキツネの巣もあり、10頭以上
の繁殖も確認されている自治会もあり
ます。マイホームを建て、足寄町に定
住しようという若い子育て世代が環境
衛生に不安に思うことは回避しなくて
はいけません。エキノコックス感染症、
環境衛生の観点からキタキツネ対策は
急務と考え、以下の4点について伺いま
す。

1、足寄町におけるエキノコックス感
染症の検査件数と発症件数の推移。

2、キタキツネの農業地域での捕獲、
駆除件数の推移。

3、キタキツネの市街地での被害状
況の調査の有無とその内容。

4、足寄町市街地で現在行っているキ
タキツネ対策。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の、
市街地におけるキタキツネ対策につ
いての一般質問にお答えいたします。

1点目のエキノコックス感染症の検査
件数と発症件数の推移についてです
が、直近の3年間のエキノコックス
検診の受診者数を申し上げますと、
令和元年度48件、平成30年度57
件、平成29年度54件となっております
、発症された方はおりません。

2点目のキタキツネの農業地域での
捕獲、駆除件数の推移についてです
が、直近3年間の駆除件数を申し上
げますと、令和元年度173頭、平
成30年度149頭、平成29年度1
04頭となっております。

3点目のキタキツネの市街地での被
害状況の調査の有無と内容について
ですが、年間に

数件程度の家庭菜園の被害やふんの被害等の相談を受けておりますが、市街地全体における被害状況の調査は実施しておりません。

4点目の足寄町市街地で現在行っているキタキツネ対策についてですが、相談を受けた際には、キタキツネの住みづらい環境の整備、具体的にはキタキツネに餌を与えないことやコンポスト使用等の生ごみ処理、木酢液の散布等の助言を行っております。

また、市街地に出没するキツネの対策についてのチラシを自治会回覧で周知したこともあります。

そのほか、エキノコックス症感染予防のため、保育所の砂場、里見が丘公園の遊戯広場周辺や他の公園の砂場等の消毒、清掃等を実施し、感染症の対策を行っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

1点目についてです。

令和元年、平成30年、29年と検査件数のほうをお知らせしていただきましたけれども、この件数は足寄町、小学校3年生から始まりまして、5年に1回程度の検査だというふうに伺っております。

これは件数が多いと思いますか、それとも少ないと思いますか、足寄町にとって。他町と比べていただいてもいいのですが、まず感覚的に多いか少ないか、お聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 多いか少ないかという、受診率にしてみれば、対象者の割合からいけば多い数ではないかなというふうには思っておりますけれども、他町の状況とも実は比較したことはございませんが、例年、今までのずっと過去の受診状況を確認しましても、大体50人、60人ぐらいの方が平均して受けられているということで、そういう

意識のある方については、このように検査を受けていただいているというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

足寄町にとっては、この50人前後はそんなに少ないほうではないかなというふうにも私も感じております。ただ、本当に関心のある方がどのくらいいるか、この病気についてどのくらい知っているか。広報やいろいろな町で出している、そういうパンフレットとかを見る人は見るのですが、見ない人は見ない。これはどのことに関しても言えることなのですけれども、積極的に検査を推奨すべきかどうかというところを私はちょっと思っています。

あるものを、興味のある人は見るではなくて、もっと積極的に推奨してはどうかと思うのですが。なぜなら、今回、病気については知っておりましたけれども、キタキツネのエキノコックス感染率ってどうなのだろうというふうにちょっと調べてみまして、最近のデータはちょっとどこ探してもちょっとなかったのですが、どこかの文書で、最近は40%前後、10年前は五十七、八%まで上がって、現在は40%前後に落ちついているというような文書がございました。ということは、これがもし10%とか5%であるというなら話は分かるのですが、やはり40%から50%ぐらいあるということは、やはり定期的に町民にやはり検査を推奨すべきではないかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 現在はパンフレット等は健診のときとか、そういう町民の方が集まるような機会を活用してパンフレット等で周知をするを行っているのですが、おっしゃるように、恐ろしさを知っていただくとか、そういう面では今後広報等を活用しての周知等も検討していきたいと思いま

す。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ぜひよろしくお願
いします。

足寄町に来て間もない人とか、農家に入
ってきた方だとか、北海道のことをよく知ら
ない方もおりますので、ぜひ積極的に検査のほ
う推奨していただきたいと思います。

2点目に行きます。

キタキツネの農業地域での捕獲ですけれど
も、やはり少しずつですがやはり上がって
おりますね。ということは、農業地域でこれ
だけ上がっているということは、だから市街
地にも下りてくるのかなというふうに感
じるわけですが、と思っております。

農業地域での捕獲、駆除件数が上が
っているのですが、捕獲の仕方、駆除の
仕方とか変わっておりますか。何が
主でやっていますか、お知らせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいた
します。

農業地域での駆除の方法なのですけれど
も、わなだとか、そういう形の中で捕獲
している事例が主になっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） わなということで、
わなで捕らえたキタキツネをどのように、
処理という言い方ちょっとキツネに失
礼なのですが、処理されているのでし
ょうか。いろいろな方法があると思
います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 駆除され
たキタキツネの処理方法だということ
だと思っております。すけれども、影
響のない範囲の中の自分の敷地内だ
とか、そういうところに適切に埋設
したりとか、そういう形の中で処分
しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

キタキツネの市街地での被害状況の調
査の有無と内容ということで、特に調
査のほうはされていないということ
でしたが、キタキツネのことに
関してちょっと調べておりましたら、
キツネの駆除に関してのガイドライン
というのがやはり出ておまして、
ちょっとそれを読むに当たり、道、
市町村はエキノコックス感染症
対策上必要な調査、研究を行うと
いうふうに書いてありました。これは
道がするのか、それとも十勝管内の
振興局がするのか、それとも町や
村なのか、教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） キタ
キツネの被害につきましては、や
はりコンポストの周りを穴を掘る
ですとか、あとふん害とかあると
いうことでいろいろ伺っている
ところですが、どういう調査の
主体ということだと思
うのですけれども、いろいろ
私もこの回でいろいろと
勉強させていただいた
のですが、衛生研究所、
道のほうの衛生研究所の
ほうにお願い、協議に
行って、多分道内では
十二、三市町村、小樽
市含め後志管内の羊蹄
山麓の町村ですとか、
あるいは根室、小清水、
大空町とか、そう
いったところが、議
員おっしゃるよう
に駆除薬をまいて無
害化しているとい
うことをやってら
っしゃいます。予
算書見てみますと、
やはり委託料を各
町村で上げてら
っしゃいますので、
恐らく町村がし
かるべき団体に
委託して、ふん
を採取して卵が
含まれてい
れば、これは
有害だとい
うことで、
大体どのぐ
らいの感染
率があるか
というのを
調査して
から、恐
らく駆除
薬を散布
すること
を毎月1
回、5月
から11
月とか、
半年ぐ
らいか
けてや
っていら
っしゃ
るとい
う例を
伺った
ことが
ござい
ます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

す。

ということは、足寄町ではやってないということですね、分かりました。

それで、もう一つ質問なのですけれども、この件に関して、自治会のほうから苦情、対策を求められたということ去年、ほかから聞いております。

足寄町でのキツネがその辺をうろうろしているのは日常茶飯事なので、あまり地元住民のそういうごみであるとか、コンポストであるとか、その辺をきちんとしっかりやって皆さんで対応してくださいというような回答されたというふうに聞いておりますが、巣とか、先ほど最初の質問に上げておりましたけれども、キツネの巣があるとか、繁殖しているとかというところは確認はされないで回答書を出したということによろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

その部分につきまして、恐らく北区の関係だと思えます。

当時、自治会長からキタキツネというか、キツネの対策等について相談を受けました。先ほど言ったように、文書でもって回答した内容を前提にキツネがここら辺に住んでいるだろうということもちょっと調べさせて、そこは実は河川敷地だったのです。それが、河川敷地であったのですけれども、そこを管理している帯広土木現業所というか、建設管理部か、足寄出張所というところだったのですけれども、その方と話しました。そのときにも、やはり特定できないというような判断をされたり、ちょっと待ってくださいね。

それと、対策等についての事例はないということを受けて、巣の在りかは多分ここら辺だろうという特定はできて、所有者というか、所有地というところも判明したのですけれども、そこはそういう対策の事例がないし、何というのですか、それとですね、ごめんなさい。河川敷地であろうということだと思ったのですけれども、巣の場所だとか、そ

ういったところに対する箇所がやはり特定できないことから、周辺の雑草だとか、そういうものをちょっと一回刈り払っていただきましたけれども、やはり発見するのは難しい状況でないということから、ちょっと待ってくださいね。頭の中、ちょっと整理できなくなりました。ごめんなさい。

確認したかどうかということか、確認できなかったということであり、最終的に申し訳ないです。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

安心いたしました。私はその文書しかちょっと拝見していなかったもので、そういう被害があります、町からこうこうで、あなたたちの地域でこれをしてくださいというような文書しか見てなかったもので、町が被害を、みんな問題だと言って地域から上がってきたことに対して対応しなかったのではないかと、私はそこは非常に今回ここに上げた原因なのでございます。やっていただいて、実際その企業ですか、その、どこかの土木。（「建設管理部」と呼ぶ者あり）

確かに河川敷なので、あの草を全部刈ったり、巣の在りかを確認するのはなかなか大変なことだと思いますけれども、それをやっていただいたということであれば、私はある程度納得します。ありがとうございます。

では、そしてその件に関しては、調査の有無とその内容に関しては、今やっていただいたということで確認させていただきました。

あと、足寄町市街地で現在行っているキタキツネ対策についてですけれども、確かにキツネは保護対象であり駆除できないという、その方針は分かるのですが、本当に他町でもやってないのかどうかということ、私ちょっと本別町と、あとあそこですね、十勝振興局のほうに行って、ちょっと確認してまいりました。本別町に行きましたらば、そこではキツネの駆除を市街地でやっている。去年から始めたそうです。やはりそういう被

害が多くて、町民から苦情が多かったので、現在は町の職員と農林課ですね、道の担当の、その職員とあと猟友会と一緒にあって、わなを仕掛けて駆除をしているというふうに伺ってまいりました。

どう処理するかなのですけれども、市街地で捕まえたキツネを。それはくりりんセンターにそういう部門があるみたいなので、そこに渡して処理しているというふうに伺ってまいりました。うちでのことなので、十勝でどうやっているか分からないので、もし知りたかったら振興局に行ってみてと言われて、私もまた振興局に行き担当者聞いてまいったのですが、十勝管内での取組としてはどうですかと伺ったところ、分かりませんと答えられて、えっ、なぜ分からないのだろうと思ったら、それは十勝振興局でやっている、把握するものではなくて、市町村でやることだということをおっしゃいました。なるほどなど、でも知っていてもいいかなというふうに思って帰ってきたのですけれども、いかがでしょうか。足寄でやっただめだということではなくて、何とかちょっともう一つ前に出て駆除という形は取られませんか。町長、お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 進藤議員仰せのように市街地におけるキツネ対策というのは、近年ちょっと多くなってきているのかなというふうに思っています。

他町村、本別町さんも行っていると、昨年から行っているという情報も若干聞いております。

その中で、足寄町において、そういう駆除対策等含めて行えないかということで、なぜできないのかということも含めてだと思っておりますけれども、一応鳥獣保護法の部分からいくとやはりそこは駆除できないのですけれども、まず我々というかな、町民としてはまずそこにキツネが寄せつけない環境づくりだとか、そういうことを皆さんで協力していただきながら、少しでも市街地に寄りつかないこ

とを行う工夫だとか、そういう形を、今先ほど言ったようなエキノコックス症の感染予防ということも含めながら、やはり町民に周知していかなければならないのかなと。その上でやはりキツネが悪さをして、恐らくそういったふんだとか、害を、被害を与えるようなことになれば、先ほど言ったように、うちらも今管内状況の部分のキツネに対する対策、どういうふうに行っているのかということちょっと今管内状況を調べている最中でございます。その結果を基に本町においても、先ほど言われてような関係者、猟友会等になると思うのですけれども、そういう形の中で課題だとかいろいろとございます。そういったものを整理して、今後そういう対策ができるかどうかを検討しながら進めていきたいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 検討していただけるということで、大変ありがたく思います。よろしく申し上げます。

そして、一つですけれども、先ほどありました保育所の砂場、町長から回答ありました保育所の砂場やほかの公園の砂場ですけれども、これはちょっと私もどうかなと思っておりますが、やめたほうがいいのかなと思うのですよね。保育所の子供たちが手で触るところの砂場であるとか、もうやはりこういう野生動物がやっぱりタヌキも出ております。アライグマも出てきているみたいですし、いろいろな野生動物が出てきているところでの砂場というのは、ちょっとあまり衛生上よくないのかなというふうに感じておりますので、この辺もひとつ検討の一つとして考えていただきたいかなと思っております。

そして、これも聞いた話ですが、足寄小学校とかほかの学校などどうだろうと、小さい子は触りますけれども、親がついてます。小学校の場合は自分では触らないのだけれども、先生あったよというふうに先生に教えに

来てくれるそうで、教頭先生とかほかの先生がふんを処理するというふうに聞いていますが、これから暑くなってくると舞い上がったりとかそういうこともありますので、やはり小学校などもその辺の対策が必要なのかなというふうに感じております。

今、課長のほうから言われました、基本は自助ですね。やはり自分たちでそういうものを置かない、自分たちの飼っている、特に餌づけを猫とか餌づけしたり、犬の餌でも外であげたりとか、そういうおうちもありますので、その辺を十分気をつけて、あと地域でそういうところがあつたら直そうよということで、地域でもその辺の対策をしていく。だけれども、それだけでは間に合わない、できないというところは、どうぞ公の場、行政で積極的に介入していただきたいと思います。今後ともよろしく申し上げます。

この件については、私の考えはこれですが、最後に渡辺町長の御所見を伺います。で、質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今いろいろとキタキツネの対策、そしてエキノコックス症の危険性とか、そういった部分についてのお話を頂きました。

トータルするとやっぱりキタキツネが町の中を徘徊して歩いているというのはよく、よくというほどでもないかもしれないのですが、見かけるところであります。

そういった意味で、エキノコックスに対する心構えというか、気をつけなければならないという、注意しなければならないということはやはりこれは必要なことなのかなというように思っているところであります。

今、経済課長のほうからも話ありましたけれども、今まではやはり市街地の中での駆除というのはなかなかこれは難しいということで考えられておりました。やはりわなを、もちろん銃器ではなかなか難しい、これは町の中で銃器ではとてもできませんし、わなでということで、わなについてもやはり仕掛ける

ことによって、例えば犬であつたり猫であつたり、そういったキツネ以外のものが入るだとか、そんなこともあつたりすることあつて、なかなかわなも難しいなというところでありました。ただ、隣町でも実際に始めているというようなことでありますから、経済課長も言っているように、十勝管内等の状況等も調査しながら、今後について本当にできないのかどうなのかといった部分を検討させていただきたいなというように思っているところであります。

それから、やはりそうはいつでもやはりキツネを寄せつけないとか、寄ってこないような対応というのは当然必要になってくるわけでありまして、何ぼ駆除しても全部が全部100%駆除できるかいうと、なかなかそうでもないということでありますから、やはり自分たちの住んでいる町の中でキツネが寄ってこないようにしなければならないと。なぜ寄ってくるかというのと、やっぱり餌だというように思うのです。ですから、キツネの餌になるようなものを外に置かないだとか、そういったことをやはりそれぞれの家で気をつけていただかなければならないというようにあります。

そういったことも含めて住民周知ですとか、そういった部分も含めて今後検討させていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 次に、それでは移ってください。

○3番（進藤晴子君） では、次の質問に行かせていただきます。

質問事項。新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育現場の現状。

依然有効な治療薬もなく、ワクチン開発が待たれる新型コロナウイルス感染症ですが、6月1日から足寄町も小中高と授業が開始さ

れました。元気に登校し始めた子供たちがいる一方、休校の長期化が原因なのか、体調が優れない子供も出てきています。

日々全国各地の授業現場が放映されていますが、今までの授業スタイルとかけ離れているさまに保護者も不安に感じています。また、以前から出身地域や各家庭の経済的な違いから教育格差が存在していることも、この新型コロナの影響でさらにクローズアップされたように感じます。

平常授業が開始したばかりで手探りの部分も多々あるかとは思いますが、足寄町の教育現場の現状を伺うべく、以下の5点について質問いたします。

- 1、学習の遅れに対する対策、計画について。
- 2、新しい生活様式を導入した授業の現状は。
- 3、校内で感染者が確認された場合の対応はどうか。
- 4、児童生徒の登校状況について。
- 5、教育格差を少しでも是正するために町としてできること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から進藤議員の、新型コロナウイルス感染拡大に伴う教育現場の現状についての一般質問にお答えいたします。

1点目の学習の遅れに対する対策、計画についてですが、臨時休業期間が長期に及んだことから、学習の遅れや令和元年度の未履修部分の対応について、保護者の皆様も危惧されているところと思います。未履修については、令和2年度当初に学習するよう小中学校に指示し、3月の学校だより等でお知らせしています。学習の遅れについては、長期休業期間を短縮し、授業日を確保して対応する予定です。

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況にもよりますが、夏休みは小中学校とも6日間、冬休みは小学校で2日間、中学校で6

日間授業日を設ける予定です。

2点目の新しい生活様式を導入した授業の現状についてですが、文科省通知に基づき対応しており、レベルに応じた行動基準が示されています。衛生面については、3つの密にならないような学習環境を整備し、児童生徒の健康管理についても毎日の検温を実施するなどの対策を取っています。授業、行事については、音楽における合唱やプール授業などはまだリスクが高いと判断し、実施を見送っています。1学期に予定していた運動会、体育祭は2学期に内容を変更して実施する予定です。小学校、中学校の見学旅行は9月以降に延期して実施します。学校行事は、児童生徒の発達段階において重要な役割を果たすため、安易に中止するのではなく、内容、時期を変更して実施するよう努めてまいります。

3点目の校内で感染者が確認された場合の対応についてですが、文科省が定めたガイドラインに基づき、児童生徒または教職員の感染が判明した場合、当該児童生徒等及び濃厚接触者と特定された児童生徒は出席停止の措置を取ります。学校の臨時休業については、北海道の衛生主管部局、足寄町新型コロナウイルス感染症対策本部と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断します。

4点目の児童生徒の登校状況についてですが、一部の学校で長期にわたる臨時休業の影響により集中力が持続しない、疲れやすい児童がいるとの報告はありましたが、特段欠席する児童生徒が増えたという状況はなく、学校再開後に新型コロナウイルス感染症の影響と思われる心身の不調を訴える児童生徒の報告はありません。今後も生活リズムを整え、早期に以前の学校生活に戻れるよう指導してまいります。

5点目の教育格差を少しでも是正するために町としてできることについてですが、本町においては、町費採用の教諭、学習支援員を配置するなど、きめ細やかな指導体制の整備を進めています。長期休業期間中には、チャレンジクラブを開催し、学習する機会、場所

を設けています。臨時休業期間中は、家庭学習としてプリントやeライブラリ等による課題を課しましたが、今後は本年度整備するタブレットパソコンを活用しての授業などの研究、研修を進めてまいります。

今後とも学校や関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番。

○3番（進藤晴子君） 1番の学習の遅れに対する対策、計画について、教育長のほうから伺いました。

夏休み、冬休みを使いながら、少し時間も延びているのですね、一日の、5時間を6時間にするとか、少しずつ延ばしながら無理のないように遅れを取り戻していくという方針というふうに確認いたしました。

そこで、ちょっと心配なのですが、夏休みは6日間ですね、小中高とも。暑さ対策についてどういうふうにされる予定でしょうか。先ほど高橋議員の中でも、マスクに関して熱中症のことも今問題となっておりますが、その辺のことも含めてお答えください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 暑さ対策に対しての質問に対してのお答えをいたします。

各教室において、昨年度やっぱり夏はもう今30度以上という状態でございますので、扇風機を購入しまして、本来であればエアコンみたいのが一番必要なかもしれませんが、なかなか財政規模上各教室にエアコンというのは難しいので、扇風機を置いて対応しているという状況でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。扇風機ということですね。

いずれはこの暑さがどんどんと暑くなってくる世の中でございますので、いずれはクーラーの設置ということを希望しているとは思

いますけれども、よろしくお願ひいたします。

そして、もう一つですが、小学校、あと中学1年から2年に関してはよろしいのですが、中学3年生の受験生ですね、の対策について、この未履修となる可能性のものは受検には影響はしない予定でしょうか。お願ひします。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） 令和元年度の未履修の関係でよろしいでしょうか。

令和元年度の未履修、足寄中学校の3年生に関しましては1時間ということで報告を聞いておりますので、この分については解消されているというふうに思っております。

あと、中学生につきましては、3年生というよりも長期休業に伴いまして、夏季休業そして、すみません、夏休み、冬休みにつきましては、それぞれ通常でいけば中学生は23日から、失礼しました。通常でいけば夏休み、中学生は7月23日から8月18日までの27日間でございますけれども、答弁書のとおり、授業日を6日間設けるということになっております。そして、冬休みにつきましては、通常でいけば12月23日から1月14日までの23日間ということでございますが、この部分については答弁書のとおり6日間ということで、小学校に比べて授業日数は多く確保しております。

あと3年生の関係につきましては、それぞれ各先生のほうで長期休業に伴った部分の対応、夏休み、冬休みの対応と、あと日頃の中の学習の中で今後対応していくということになるかと思ひます。

ちょっとまとまった答弁でなくて大変失礼しました。以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） なぜこの質問をしたかと申しますと、受験生対策ということで文科省のほうが高校入試の出題範囲への配慮を全国の教育委員会に通知をしたと聞いているのですが、こちらのほうはどうなっているの

かなと思ひまして、例えば履修が未履修のものがあったというときに、その受験の範囲から外すというような話が多々出ておりますので、その辺の話はどうなっているのかなと思ひましてお聞きしました。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

まず今日本の義務教育の大根幹というのは、やはり教育の機会均等と全国的に同水準の確保ということなのですね。それはもう学習指導要領という形で津々浦々に流しているのですけれども、そういうことで、高校入試については都道府県教育委員会が主体的に計画し対応するということなのですが、今のところ道教委としては高校入試についても普通どおりに実施すると。出題内容についても、出題方法についても、期日についてもですね、普通どおりという。ただこれは御案内のように、感染症という特有害なそういうものに資すると、いつどうなるか分かりませんから、分かりませんから、これは今のところの状況です。したがって、国の段階としては、文科省としては、いわゆる文科省、都道府県、教育委員会、市町村というのは、いわゆる管理規則という形で縦の機能がするようにできているのですけれども、都道府県でそういう状況がいろいろなところで多発してくると、やはり国の段階としてもやっぱり義務教育という観点で動かざるを得ない。そのときには文科省の大臣などもマスコミにとって、マスコミを通して言っているように、例えば学習指導要領についての部分について、簡単に言うと、この部分については今年度には履修しなくていいですよと、そういう限定をするだとか、あるいは学習期間を1年を4月、年度の3月に区切るのではなくて、例えば4月や5月に延ばすとか、状況に応じて国としてもそういう対応を講じなければならないときがあるということなのです。今のところは、結論的に言いますと、高校入試については、北海道については普通どおり実施と。何

よりも義務教育の中で、6・3制ですから、小学校卒業する6年生、それから中学校を卒業する3年生については最優先的に考えているのですね。したがって、何としても1年間の学習の期間を保障するためには、まずは長期休業を活用する、その次考えられるのは、土・日曜日ですね。土・日曜日ですよ。さらには、モジュール学習といいたいでしょうか、1日の中の時間割を、例えば4時間を5時間にする。あるいは6時間を7時間に。もっと言うと、短縮授業をする。これも1コマについては中学校では50分、小学校については45分に調節するというように、一応そういう縛りがあります。それを国の段階で解く場合もあるかもしれません。今はそういう状況下ですので、御理解願えればなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

現時点では普通どおりに行くという方針で、安心いたしました。

受験生たちが大変心配になっているのではないかなというふうに思いますので、子供たちの指導のほうよろしく願ひいたします。

次にいきます。

2番の新しい生活様式を導入した授業の現状を先ほどお伺ひいたしました。

その中で、高橋議員のほうの答弁でもおっしゃっていましたが、文科省のほうから学校の新しい生活様式の衛生管理マニュアルが5月22日付で出ております。これに準じて今子供たちの一つ一つの衛生管理であるとか、学校の対応をこの中に準じてやっていってほしいと思うのですけれども、非常に親とするといろいろな情報が入ってきて、例えば音楽の時間でCDを流します。そしてそれに合わせて心の中で歌いなさいという場面が出てまいりました。あれを見て、どうなってしまうのかと、親としては心配になるわけです。体育にしてもそうです。スポーツも少年団も開始になりましたが、そのスポーツに応

じてはできないものもやっぱり出てくるわけですね。なので、その辺のことが本当に心配でして、なぜかというところ、エビデンスが本当にあるのかというところなのです。文科省のほうから出されているこの対応策に関しても、例えば子供たちが学校を下校いたしました、子供たちが触ったところを全てアルコールか何かで消毒し直すと、先生たちが。それも40分もかけてやっている。この40分があったら子供にかけたい。それは教師の言葉でありました。テレビでやりました。本当にそう思うのです。本当にそれが必要なのか。だけれども、それに対する回答はどこからも出てこないわけ。すごくもどかしい。私も看護師としてももどかしい気はしますが、医療のほうからも出てこない。やっというのか、やっというのか、どうでもいいのかというところが本当分からないのですけれども、結局はこの衛生管理マニュアルもコロナウイルスが一体何者なのかまだはっきりしていない中での、暫定的なマニュアルにすぎないわけでございます。なので、この辺を何とか学校、地域で少し柔軟にできることはないのかというふうにはちょっと思っているのです。例えばどんなところの柔軟かと言いますと、そうですね、先ほどのアルコール消毒であるとか、マスクにしても本当に必要なのか、熱中症対策のことも今後ありますが、子供たちはこうやって触っております。それを本当に子供たちにとって必要なのか。これもはっきりはしませんが、子供は重症化しないというデータがある程度あります。結局は大人でございます。大人が感染をし、うつす。そこをしっかりとすれば、子供たちは学校で普通にソーシャルディスタンス、要らないのではないかと思うわけですね。その辺が本当に一律に、全国一律に感染はまだ起こっている、北海道も出ておりますが、新宿であるとか、そういうところと同じことを子供たちがしているのかどうかというのが、すごく疑問に感じます。教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 答えになるかどうか分かりませんが、お答えさせていただきます。

結論的に言うと、非常に難しい問題ですね。なぜかというところ、これだけ月に人間を乗せていくような時代になっても、そして100年に1回こういうふうな疫病が来て、これだけ人間社会に生死をあれするの、いまだかつてコロナの対応についてどうなのかと本当に分からないですね。ある専門家はマスクなどそんなものしなくていいというし、WHOもちょっと言った。ある人はそこはそれは絶対やらなければだめだと言うし、いろいろなことが本当にいろいろ錯綜してまいます。例えば、我々も頼りにするよりどころというのはやっぱり、一番のよりどころというのはやっぱり専門家の知見ですね。それだっているのです。例えば文科省のこういう取っているあれについても、そこまでする必要はないのではないかと、そういう感染症の医学者も、そういう先生もいますし、いずれにせよ、足寄町教育委員会としては、先ほども言いましたように公共体ですから、やはり公平、中立性というのですかね。こういう公のその部分大事にしなければならぬので、どうしても法規に準ずることはもとより、文科省だとか都道府県教育委員会の要請をまず踏まえることがやっぱり子供たちや保護者に対する一つの信頼や安全に帰するのだらうかと、私にはそう思っています。

そんなことで、我々教育長部会もそれぞれ町村の判断でいろいろなことができるような仕組みには法的にはなっているのですけれども、やはり感染症という特性に鑑みて、例えば足寄町でパークゴルフ場開けていたら、ほかのところ閉まっていたらみんな来ますよね。そうしたらお互いにそういうふうな迷惑かけますよね。したがって少なくとも十勝規模でそれぞれの市町村で、最低その対応については足並みそろえるというのか、そろえましょうと、そういうことを一つのコンセンサ

スにはしているのですよね、十勝規模という、あるいは足並みをそろえて。それがどこまで根拠があるかと、これは私も分かりません。だけれども、そうせざるを得ないのかなという、ただ単にそれだけのことです。

そういうことで、先ほどもちょっと学校のマスクも言ったのですけれども、進藤議員おっしゃるとおり、先生方本当に大変な中で、大した触りもしないところ毎日消毒云々と、これは限界がありますので、その中でも許される、許されるというのかな。これが感染症からいってどう考えても、この辺は町内的にはそこまでする必要ないだろうと考えられるについては、でき得る限り主体的に自主的に教育委員会、私のほうでも判断して、校長会、教頭会通して指示はしています。

そんなことで、教育委員会としても、私としても非常にもどかしい部分があるのですよね、主体性や自主性が確保できないという点で。そういう点もありますけれども、何とか今子供たちも元気に学校に来ているよということで、私が一番心配しているのはやっぱり子供たちがああいう、要するに育ち盛りですからね。勉強のこと今いろいろ心配されて、スポーツのこともそうですけれども、それ以前に健康のこと、もっと言うと、相当体がなまっているというか、私の私的なあれなのですけれども、孫などもそうです。物すごい太っているのですよね。それで疲れやすくなっているだとか、集中力が切れ気味になっているという、そういうことが今やっぱり一番健康面というのかな、積極的な健康面というのですかね。そういうことをやっぱりケアして、少しずつ少しずつ足慣らしをしながら本来の学校生活に戻していくことが大事なのかなと、そんなふうに思っています。

ちょっと的外れている部分がありますけれども、御理解よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） ここで、時間ですから。

時間になりましたので、昼食のため1時まで休憩をいたします。

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

3番議員の質問から始めます。

3番。

○3番（進藤晴子君） では、質問の続きをさせていただきます。

3番目の校内で感染者が確認された場合の対応についてですが、答弁書のほうでは感染が判明した場合、児童、当該児童や生徒及び濃厚接触者と特定された児童生徒は出席停止。そして学校の臨時休業、休校については、道と足寄町の対策本部と十分相談した上で、実施の有無、規模及び期間について判断という形で答弁を頂きました。ありがとうございます。

それで、この中のこの「十分協議をした上で」のところちょっと注目したのですけれども。ということは、町と道で話をしっかりした上で、いろいろな対応ができるというふうに受け止めてもよろしいのでしょうか。何を言いたいかといいますと、一律に足寄町の場合は中学、あと学校がへき地が3校と足寄小学校がございまして。足寄小学校は人数も多いからあれですけれども、螺湾や大誉地、芽登は少人数でございまして。一律に休校にするかどうかというところがちょっと気になるのでありますので、ご答弁頂きたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをします。

基本的には、その学校内における活動の対応ですとか、接触者の多い少ないですとか、地域における感染拡大の状況ですとか、あと感染経路が明らかになっている、なっていない等、そういうのを含めて、その状況に応じて基本的に臨時休業にするかしないか、出席停止にするかしないかというのを判断するという形になると思えます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ということは、1校では休校、ほかの学校はやっている、普通どおりに登校という形もあり得るということでよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

そういうことはあり得るといふふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

大変安心いたしました。何も全員休校にする必要はないのではなかったかと、今までのことを振り返ってですけれども、そう思っているので、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

では、次4番に移りたいと思います。

児童生徒の登校状況について。

これは足寄町のほうでは特に、体が疲れやすいとか体力が落ちてますので行ったら疲れるとか、いろいろなそういう訴えはあっても、特にそれがもとで不登校になったとか、通学できないような子はいないということで大変安心しております。

ただ、子供たちというのは、自分の子供もみんな含めてそうですけれども、大人と違って、自分のストレスをストレスと認知できなくて、頭が痛いとか、だるいとか、起きれないとか、そういう体調不良で出てまいります。保護者も気づかないうちに、そのような状態が進んで不登校などのきっかけになり得ることは、もう今までのことで皆さん分かってらっしゃると思いますけれども、そういう中で、今回3か月近くの休校になりまして、PTA活動もストップした中で、教員とあと保護者の情報や意見の交換、特に新1年生、中学1年生、高校1年生の親御さんは先生との交流がないのは大変不安に思っていると思うのです。その辺について、どうされている

か、今後のPTA活動、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

まずは今後の、最後に議員おっしゃいました今後のPTA活動ということでございますけれども、今のところ極力会議等、活動等を性急に行う必要がない場合は極力それを避けた中で打合せ、書面会議ですとか、そういうふうに取り扱いをしてくださいということをお願いをしておりますので、それは当面の間ちょっと続くのかなというふうにはちょっと思っていますが、それも今後この状況によっては、そういう会議も段階的に第1ステップ、第2ステップということで3週間ごとに段階的な緩和ということで考えておりますので、PTA活動についてもそのときの状況に応じて変わってくるのかなというふうに思っております。

あと、欠席者の関係、児童生徒の欠席の関係での御質問だと思いますけれども、6月1日から再開をして、各学校の欠席状況もこちらのほうで、1週間ですけれども把握している中で、当然ながら長期に基づく今回のコロナの関係ではなかったのかなというふうに思っていますが、細かく言えば、ちょっとした頭痛が起こって登校できない、腹痛があって登校できないということがございます。その点については、当然クラスの担任の先生等がその状況等を確認しながら、今後の登校に向けてサポートしていくような形になるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 後になって子供の症状が出てくる形が多いので、ぜひ少しずつ寄り添っていただいて、先生方も大変かとは思いますが、特に気になるお子様には、みんなでPTAで集まるというのはだめにしても、気になる生徒、児童に関しては、親御さんと連絡を取って密に関係を持っていただ

きたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

では5番目の問題に移ります。

教育格差を少しでも是正するためというこゝとでお伺ひしましたが、その中で、今4番目で上げましたことにも関連しますが、町費採用の教諭、学習支援員を配置するというふうなことが出ておりました。本当に先生方が大変なときでございますので必要だと思ひます。これはどのように配置するか、具体的なことがありましたら教えてください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） まずは町費の採用の教諭という関係でございますけれども、これはきめ細かな教育の充実を図るということで、少人数学級、仮に1年生、2年生、3年生あたりが各2クラスあるところが4年生になると1クラスになってしまうということで、先生も大変ということも含めて、少人数学級のサポートということで、町費の中で教諭を採用して現在は足寄小学校、主に4年生のところに入っております。ほかのクラスも何かがあればサポートに入るという形になるかというふうに思っています。

あと、特別支援の教育に対する学習支援員、いろいろな形があると思ひますが、知的、聴障等あると思ひますが、そういう中で、足寄小学校のほうには5名を配置をしておりまして、中学校のほうには1名を配置をして教師のサポートに当たっているということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 町費採用の教員、先生はお一人でよろしいですか。お一人、分かりました。ぜひ、その先生たちに頑張っていたきたいと思ひます。

4年生もそうですね、人数が1クラスなのでなかなか大変だと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では次に、教育格差についてですけれども、今までプリントとかライブラリであると

か、いろいろ使ってまいりましたが、今回オンラインのタブレットも購入する予定ということで動いてらっしゃると思ひますが、足寄町内にオンライン授業のできる環境が整うのはいつぐらいをめどにされているのかお聞きしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

今回6月の補正の中で、児童1人1台タブレットパソコンの購入費用を計上させていただいております。いつからこれが開始になるのかというお話でございますけれども、基本的にはそれぞれの各学年の児童や生徒が仮にパソコンを使うということになれば、これからその発注を、議決をいただいて発注をかけるということになりますので、また今回のコロナ対策の中で、本来で行けば足寄町はもともと令和2年度で整備する予定でありましたけれども、ほかの自治体に、学校においては、令和2年度から令和5年度、4年間で最初は整備をなささいということになっておりました。それが、このコロナの対策があり、オンライン授業ということで、自宅学習の中でICTを活用するというこゝとの中で、前倒しをしてほかの町村も全て令和2年度でパソコン等を購入しなささいということになったものですから、供給の関係については、なかなかこちらが発注しても納品には時間がかかるのではないのかなというふうに思っております。

ですから、ことし年度内にパソコンが、今の見通しですけれども、各学校に配置されるのかなと。具体的にスタート、いろいろな形で先生方の研修だとかも含めて必要になってきますので、具体的に始められるのは次年度になってしまうのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 年度内に、そして来年度からもしかして環境が整うのではないかと

ということですね。

光回線もしくはADSL、足寄町内でも広いので町内は光回線通っておりますが、そのほかはまだ回線の問題があるというふうに聞いています。あと回線を引くにも、あとインターネットのお金ですね、お金の問題でWi-Fiだとか回線だとか、その辺ももう自分のうちにある人はいいですけれども、そうでない方へのその辺の金銭面での補助等がいろいろ問題になってくるかと思えます。その辺もどうぞ考えながらやっていただきたいなと思えます。

そしてもう一つ、オンライン授業を開始するに当たり、今おっしゃいました教員の研修というのをやってらっしゃるということでしたけれども、具体的に進んでらっしゃるのですか。なかなか大変な、先生たちにやってほしいと言われても、すぐ開始できるようなものではないような感じしますがいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 先ほど言った研修というのは、まだこれからでございます。

それに伴う先生方のICTのパソコンの、何というのでしょうかね、非常に詳しい方とそうでない方も中にはいらっしゃると思いますので、詳しい方については仮に自分なりにある程度どういう形で授業を持っていけばいいのかというのをやれると思うのですけれども、そうでない方はやっぱりどこかの研修を受けるなり、また学校の中でそういう研究の場を設けるだとか、そういう対応は今後必要になってくるのかなというふうに思っております。そこには当然教育委員会も何らかの形で関わっていくだろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ハード面だけでなく、そういうソフト面も順次対応していただけたらと思いますし、民間の手を借りたほうが早いのであれば民間のそういう専門

家を呼んでもよろしいのではないかとというふうに思います。

それともう一つ、オンライン授業のことで、ちょっと私も子供がおりまして、オンライン授業等はいろいろ民間のほうでやっているのですけれども、本当に困ったものだと。結局場がそろっても、物がそろっても、一緒にいてあげられない、親は。ある中学校が調査した、中学生ですね、中学1年から中学3年生を学校が調査したときに、子供と一緒に学習サポートができる家庭がどのくらいあるかというのを調べたらしいのですが、どうやら3割ぐらいだと。中学生でもそうです。自分でやれてもよさそうな子供たちが、オンラインを設定してあげてもできない。それが設備をしっかりやってもその辺のサポートが本当に必要であり、まだまだ大変なものなのだなというふうには感じておりますので、その辺の保護者がこれからどのくらいいるのか、学習サポートができる親がどのくらいいるのかということも調査していただけたらというふうに考えております。

第3波、今2波が終わったとしますと、第3波ですね。第3波、先ほど高橋議員からも言っていましたけれども、第3波が冬あたりに来るのではないかと、インフルエンザと一緒に来たらどうしようと、もう鬼気迫っているとどこでございますが、オンライン学習に必要な通信環境をまずは整えること、今おっしゃったようなことも全て整えていただいて、あとは学習が遅れている子供たちに過度なストレスをかけないように、本当に先生方と学習支援員の増員が本当に必要であり、増員された先生方が一生懸命頑張っていただいて、子供たちをサポートしていただけたらと思います。行政の経済的支援が必要と考えます。足寄町のこの教育現場の現状に対し、町としてどのように思われているのか、最後に渡辺町長の御所見を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 財政支援ということ

のお話でございますけれども、今回タブレット端末を生徒全員にというようなお話と、それから先ほどのお話ありましたように、そういう環境ができていくかどうかといった部分の対策といった部分を今回補正予算の中で計上させていただいて、やっていく形になるわけですが、実際のところ、今後その後、実際にどういうものが必要になってくるのかといった部分でいきますと、やはり今後教育委員会と相談しながら、必要な部分については財政的な支援等が必要になるということであれば、そういったものについては順次整備をしていくという形になるのかなというように考えております。

いずれにしても、子供たちがきちんと学習ができる環境を整えるといった部分では、教育委員会のほうと十分相談をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

すみません、最後と言いましたが、もう一つだけ、すみません、質問よろしいでしょうか。

先ほども話の中で出ておりましたけれども、クーラーですね。ぜひともクーラーを今後検討していくということで、今は扇風機、扇風機1台に対してもう1台追加するというようなお話をされておりましたけれども、クーラーを何とかできないでしょうか。町長、お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 暑さ対策といった部分でありますけれども、近年やっぱり非常に暑くなってきているというのはやっぱり事実なのかなというように思っています。温暖化現象なのかよく分かりませんが、なのか異常気象なのか、よく分かりませんが、やはりかなり暖かくなってきていますし、去年あたりも7月、8月あたり、30度を超えるような日が続くというような

ことがございました。今年もどうなるか分かりませんが、やはり年々やっぱり暑くなってきているというのは事実であるかなというように思っております。

そういった意味では、順次必要なところにエアコン等の整備をしてきていますけれども、まだ学校までについてはまだそこまで至っていないという状況であります。国のほうからの補助も実はあるわけなのですが、なかなか補助についてもやはり暑いところから順番にということなのかなというように思いますけれども、北海道がそういう補助を使って整備ができるというのはまだちょっと先になるのかなというように思っております。

いずれにしても、こういう状況がどんどん続いていけば、どこの町も学校にも、そういうエアコンだとかの整備が必要になってくるのだらうというように思っておりますので、順次整備ができる段階で整備をしていきたいなというように思っておりますけれども、なかなか簡単に、すぐにということにはなかなかないかなというように思っておりますので、御理解いただければというように思っております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ありがとうございます。

ぜひ北海道の中で足寄町が先駆けてクーラーを取り入れたということが新聞報道になることを、私は祈っております。ありがとうございます。

足寄町の子供たちの学ぶ権利を侵さないように、私たち、新型コロナウイルスの第3波に今私たちは行政も町民もみんな全て今備えていかなければいけないということをお伝えして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終えます。

次に、10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番(二川 靖君) 議長のお許しを頂きましたので、一般質問通告書に基づき質問をしていきたいというふうに思っております。

質問事項ですけれども、新型コロナウイルス感染症についてということで、新型コロナウイルスによる感染が全国各地においていまだ終息のめどが立たず、長丁場になると言われております。本町においては、感染者が出ていないものの国から出された緊急事態宣言を受け、飲食店、宿泊施設を中心に様々な分野で大きな影響を受けています。

足寄町としても、令和2年度第1回定例会、第2回臨時会、第2回定例会において、町長の行政報告で新型コロナウイルス感染症に対する対策状況が報告されております。

本町の厳しい財政事情もある中においても、様々な取組を提案し、補正予算を組み、商工会とタイアップしながら対策を進めてきており、感謝の声もたくさんありますが、経営環境が厳しい状況は続いております。また、足寄町は第一次産業が中心の町であり、その影響も徐々に出てきており、厳しい経営、営農を強いられているとの声も聞こえてきています。

このような状況を踏まえ、以下の点についてお伺いします。

1、第1回定例会において、進藤議員からの商工業、農業に対する影響額の試算と対応策の一般質問がありました。この間の牛乳の消費量の低下、乳牛、肉牛が3割程度価格が下落し、営農は厳しいとの新聞報道がされております。肉用牛肥育経営安定交付金制度、肉用子牛生産者補助金制度など、本町の農業生産者から申請され、交付されている実態があるのか把握していることがあればお伺いしたい。

2、林業においても梱包材、建築材の売り上げが1割以上減少し、原材料の生産者である林業事業者も木材の動きが鈍く大変な状況に置かれていると聞くが、町として把握していることがあれば伺いたい。

3、町が発注している土木建築について、工期については十分な期間を取っていると考えられますが、本年に入り、中国で生産されている資材、物資も入荷されていない状況で納期の遅れなどの影響を受けているとの答弁がありましたが、現在は解消されているのかお伺いしたい。

4点目、本町において、土木建築はもとより、数多くの委託業者、委託業務含め発注業務があると考えますが、コロナウイルスの感染者が出た場合の緊急的な対応策について、どのように検討しているのかお伺いしたい。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 答弁、渡辺町長。

○町長(渡辺俊一君) 二川議員の新型コロナウイルス感染症についての一般質問にお答えいたします。

1点目の肉用牛肥育経営安定交付金制度、肉用子牛生産者補給金制度等、本町の農業生産者から申請され交付されている実態があるかについての御質問ですが、各制度については申請するのではなく、制度に加入していれば補償基準額を下回った場合、加入者に交付される制度であるため、制度加入が前提条件となっております。

足寄町の生産者は両制度に全戸加入しており、補償対象となった場合には補給金が支払われます。肉用牛肥育経営安定交付金制度について、足寄町は2件の交付がされております。

2点目の林業事業者における現状についての御質問ですが、世界的な新型コロナウイルスの蔓延は、輸出入の動きにも大きな影響を与えており、製材工場等での材の受入れ拒否や制限、工場の稼働停止、それに伴う取引相場下落等の状況にあると承知しております。

本町においては、このような状況を鑑み、今年度の立木販売について、当面見送ることとしておりますが、原材料を生産する冬期間の業務量の減少が懸念され、林業労働者の雇用にも影響を与えるおそれがあることから、

追加事業の発注等、何らかの方策を講じていくことを検討しながら、林業労働者の雇用の安定に寄与していきたいと考えております。

3点目の、町が発注している土木・建築工事における工期の設定につきましては、議員仰せのとおり、適正な工期をもって設定を行っております。

また、工事に係る資材・物資の調達に関する御質問についてですが、本年2月から3月段階では、中国製資材・物資につきましては入荷されない状況であったため、入荷遅れによる影響を一部受けておりましたが、現在においては、土木・建築資材・物資につきましては、通常納期での調達が可能な状況と聞いております。

現在、町が発注している工事における資材・物資の調達につきましては、特に問題なく入荷されている状況にあり、現在は解消されております。

4点目の本町発注の建設工事及び委託業務等において、新型コロナウイルス感染者が出た場合の緊急的な対応策の検討状況についてですが、国土交通省から令和2年4月8日付通知、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応についてが発出されており、本町も本通知を踏まえ、建設工事の調査・設計のほか、施設の警備、清掃等の委託業務などにおいて、感染者が発生した場合は、国と同様な対応としたいと考えております。

通知内容につきましては、緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置対象区域における工事等については、受注者からの申し出があった場合は受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、工事等の一時中止等の措置を行うこと。また、緊急事態措置対象区域外についても、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い、技術者等が確保できない場合やこれらにより資機材等が調達できない等の事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほ

か、受注者から工事等の一時中止等の申し出があった場合は、一時中止等を希望する期間、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等を個別に確認をした上で、必要があると認めるときは緊急事態措置対象区域と同様の措置を行うこととなっております。

なお、この場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うことといたします。

新型コロナウイルス感染症流行の早期終息を願うばかりですが、感染症が発生した場合はこれらの措置を適切に行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） ちょっと私の認識が、各制度での申請ということで、これ、制度に加入していれば、それを下回ればちょっと当たるということで、ちょっと認識がちょっと私の認識が足りなかったのかなというふうに思っておりますけれども。いずれにしてもこれ、足寄町においては全戸の生産者がこれに加入しているということで、いわゆる足寄町には2件の農業者に交付されてきているということでありまして、いずれにしてもこれがコロナウイルスが長引けば長引くほど、肉牛のあれもそうですし、この間新聞等々を見ましても、いわゆる農協の総会の中で史上最大の利益というか、生産額を上げているという、ほとんどの農協がそういった総会で発表されてきていると。そういった中では、乳牛、牛乳については補助金が幾ばくかっている状況の中で、まあまあ現在3月末までですか、安定してきているということもありますし、今現状でいけばいろいろ宣伝されておりますけれども、牛乳を一杯飲もうという運動も全国的にいろいろなところで始まっているということで、いわゆる前回の議会の中ではいわゆる牛乳をいわゆる生産者か

ら加工用に回しているということも聞いておりますけれども、いずれにしてもこのコロナが長引けば長引くほど、そういった学校もストップをしてしまう。一方では、そういった生産者が生産した牛乳も売れなくなるということで、厳しい経営も強いられてくるのかなというふうに思っておりますし、もっと言えば、肉牛、私もちょっとびっくりしたのですが、輸入牛がかなり安く入ってきているということも聞いております。当時、3,000円くらい、四、五年前3,000円くらいで買えたものが5,000円、6,000円になって、また今3,000円台くらい。ちょっとバラ肉なのでございますけれども、そこら辺で輸入肉、オーストラリアでしたか、の肉が安くなってきているということも聞きますし、ホテル等々もこういったことで休業、そして飲食店も休業しているということで、そういったものが売れないということで、やっぱり今は、今までは酪農についてはバブルという言葉の方しておりましたけれども、人に言わせれば元に戻ってきているのかなという言い方もする生産者の方もいますけれども、いずれにしても、やっぱり本町は第一次産業の中でやっぱり農業中心にやっぱり少しでも発展をして、させていかなければいけないという部分においては、そこら辺の状況をやっぱりつぶさに把握しながら、そういった経営の危機に至らないような方策を少なくともやっぱり考えていかなければいけないのかなというふうに考えているところであります。

それで、ちょっとここで、これと関連はないのですが、農業者が中小企業になるのかならないのかということは別にして、町としてはこの間、議会でも、委員会ですか、委員会の中でもいろいろ報告ありましたけれども、補正予算を組んで、今中小業者を対象にアンケートをしているというふうにお伺いしておりますけれども、多分アンケートの結果は集約できたのかなというふうに思っておりますけれども、そのアンケートによって、その分配するものというのですか、補助する

ものというものを今後以降決まってくるのかなというふうに思っておりますし、そこら辺についてちょっと考え方があれば、ちょっと農業も中小企業に入るのか、入らないのかも含めて、ちょっとお伺いしたいなというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

一番最初の部分に対して、中小事業者は農業者に当たるかということも含めてなのですが、まず道なり、国で行っている持続化給付金ですか、これも農業生産者向けのものも発動されております。50%以上の、前年対比50%以上になれば対象となるということとなっております。

状況的にいきますと、農業の関係、畜産も畑作もそうなのでございますけれども、畑作についてはこれからが主になってくるというか、作付終わって、これから秋に向かっての収穫になっていくよと。そうすると、どういうふうな減少率になってくるかということであれば、この制度も来年の1月9日かな、10日までの交付申請時期が発動されておりますので、農業生産者というのはそこでその持続化給付金の申請をするかしないかというのが対象となってくるのかなと思っております。

次に、アンケート調査の報告についてなのですが、ちょっとお待ちください。

5月21日から5月28日まで、224件にアンケートを送付して調査を行いました。回答については、122件54.5%ですか、という回収、回答結果になっております。その中で言われている、ちょっと細かいことになるかもしれませんが、影響を受けている部分に対してなのですが、影響というか、その中の対象としている、回答を受けた122件、その比率でいくと、対象となっている製造業、製造業に対しては19対象のうちの回答というのが13件、小売業が58対象者について25件、卸売りについては12件が2件、飲食が40件に対して

28件、宿泊については11件について7件の回答、サービスについて62件に対して31件、運輸については6件中6件が回答を得ております。医療については9件中5件、教育関係については7件が5件ということで、それを足すと224件に対して122件の回答というふうになっております。

あと、細かいところで行きますと、まだ詳細のほうは煮詰まってはきてません。このアンケートの内容につきましては、3月、4月、5月、この中で影響を受けた人がありますか、ありませんか、月別でアンケートを答えている内容。それと、影響額、減少額、それに対して10%、20%、30、40、そして50、そして70、そして100%という形の中でアンケートも答えていただいている状況であります。

あと、その中で詳しい、今度これから分類というか、アンケートについては54%、残り46%ほどが未回答ということもあるし、それをどう判断しながら、全体的に支援していく内容等を詰めていきたいというふうに考えております。

そういった中で、今手元のほうにはある程度、まだ詳細等が詳しい中での部分については、ちょっとまだ詰め切っていないところもあります。その中での今の状況というのは、そういう形の中で今判断して、回答を得たところに対しての支援というのは、ある程度速やかにできるのかなど。ただしそれで、そうしたら残り何も支援しないのということにはならないので、そこをどう判断していくかということも含めながら、原課含めて理事者と協議及び関係者とも協議しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） アンケートの状況というのも、ちょっとお聞かせ願ったのですが、やはりこのアンケートについては町内の商工業者を中心にやられているという

ことで、先ほど聞いたように、では農業はそこら辺に該当しないのかということ、ちょっといわゆるそこら辺も含めて、やっぱり考えていかなければならない段階にどうか、時期に来ているのかなど。例えば、ちょっと農業も先ほど言われているように、来年のあれですね、1月何日でしたか、までの中で交付の関係の日にちが1月9日ですか、来年の、あるというふうに聞いて、持続化給付金でということであるのかなというふうに思ってますけれども。これ考えてみれば、50%以下になれば給付金が当たるよと。ちょっと農業の50%と本当にいかな金額なのかなというふうに私は思っているのです、実は。例えば、飲食店も宿泊業も同じなのですけれども、もう50%というふうになれば、本当に経営が破綻してしまうぎりぎりになるのか、もう破綻してしまうのかなというふうに思ってます。そういったことに置き換えて見れば、今は商工業者を対象に一生懸命今やっているというふうに思ってますし、私も町としては渡辺町長筆頭に本当に厳しい、先ほども申し上げたとおり、厳しい財政の中で、そういった補正を組みながら頑張っているということでもありますし、これは農業、林業に波及していくとすれば、この林業、後で林業のほう話はしますけれども、いわゆる農業者が50%切ってしまった場合、50%下回ったりした場合、本当にやめてしまう、そういったこともちょっと懸念されますので、やっぱり今後以降においては、この農業生産者、農家の方の動向をきちんと見ていかなければいけないのかなど。特に、なぜ牛にこだわったのかといえ、結構牛というのは負債を抱えれば結構大きい負債で、やっぱり今まで何件かのやっぱり安愚楽だとかいろいろ大きなところが来て、なくなっていってしまって、そういった委託を受けながらやっていた農業者の皆さんも大変苦しい思いをしてきたという経験もありますので、そこら辺今後以降その動向についても見ながら、農業全般にわたって手だてを立てられる

ものか、立てられないものかというの
はちょっと難しい判断もあるかとい
うふうに思いますけれども、そうい
ったことで、様子を見ながらとい
うか、来年の1月9日という日に
ちがありましたけれども、そういった
ところまでちょっと長く、長い目
で見ながら進めていってほしいと
いうよりも、私たちも総務産業常
任委員会の中で、そういう育成調
査やいろいろやっておりますけれ
ども、そういった観点で農業者が
少しでも安心して営農ができるよ
うなやっぱり対策というのもちよ
っと長い目で、目先の中で考えて
いかなければいけないというふう
に考えておりますので、よろしく
お願いしたいなというふうに思
っておりますし、先ほど村田課長の
ほうから、アンケートの結果も言
われてますけれども、約半分のと
ころになっているということで、
これここで聞けば減少額というの
はやっぱり大きかったのでしょうか。
ちょっとそこら辺もちょっと含
めて、今のお答えをしていただき
たいというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） ちょっと冒頭、
ちょっとつけ加えさせていただくと、
ちょっと訂正があるかもしれません。

先ほど言った農業生産者に伴う持続化給付
金、私1月9日と言ったのですけれども、
ちょっとおぼろげなので恐らくひょっとし
たら1月いっぱいかもしれません。申し訳
ないです。

あと、実はコロナ対策に伴って農協と事務
レベル間での協議を行いました。そうす
ると、事務レベルで、段階だったのです
けれども、農業に対するコロナに対す
る影響というのはこれからではないか。
今出てるのは出てるのですけれども、
逆に言ったら今発動されている部分
というのはあくまでも国及び北海道、
これの基準の設定で各制度がその基
準額を下回った場合、自動的という言
い方は変なのですけれども、きちんと
北海道がその動向を見ながらきちん
と生産者というか加入者に補給さ
れるような仕組みになっておりま

す。ですから、逆に言ったら、今は肉牛
経営体の部分で2件が発動されてお
りますけれども、次に子牛のほうな
のですけれども、これがやはり北海
道の平均、管内平均含めてどこか
の状況で下回った場合は恐らくきち
んと発動されるというふうに思っ
ております。現在のところはまだそ
こまで下がっている傾向ではないと
いうふうな形で認識しております。

先ほど言ったように、農協とも話の中
で、やはりこのコロナ対策に対する
農業生産者に対する影響というの
が今後出てくるだろうと。そうす
ると、実は農協組織としても組合
員を守っていかなければならない
という観点から、きちんとその状
況を把握して、町と打合せをしま
しながら協議をさせていかなけれ
ばならないなど。ただし、今の本
当の4月、5月の現状を見ると、
やはり経済対策面でいけば、その
中小企業者の経営状況がとても厳
しいと、まずはそこらがやっぱり
優先的にきちんと支援をしていっ
ていただければというふうな打
合せの中でもきちんと報告を受け
ておりますし、農業の生産者につ
いては畑作、畜産含めて、何らか
の関係で農協がきちんと講じる
対策というかな、そういったこと
を町のほうに相談に来るといふ
ふうに認識しております。で行く
と、やはり8月、9月以降に、い
ろいろな経過の中で、どう対応
していかなければならないのかと
いうことをまたさらに事務レベ
ルで協議していきたいと思ってい
ます。

ちょっと冒頭申し訳ないですが、農業
関係について追加させていただきます。

続きまして、先ほどの影響額につ
いての部分につきましては、一応手
元の中でいきますと、100万円
以上影響を受けているのは4件、
100万円から200万円について
減少額について13件、200万
円から300万円が5件、300
万円以上9件という形でアン
ケート調査の結果は集計されてお
ります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） ありがとうございます。

ます。

農業の関係については今後以降、農協とコンタクトを取りながら状況を見つづつというところで、農協さんとお話ししたらやっぱり商業のほうかと、大事にすると今のところ、現時点ではというお話もされておるということでもありますけれども、いずれにしても、長期的に農業も大変な状況が見えてくるということで考えておりますので、そこら辺についても注視しながら第一次産業の農業を大事にしていきたいということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

それと、アンケートの関係で100万円以下が4件で、100万円から200万円が13件で、200万円から300万円が5件で、300万円以上が9件ということで、ちょっとこれ数字的にお聞かせいただきましたけれども、やはりここ前年度比と比べてこれだけ収益が減っているということで、商工業者の皆さんについては非常に大変な状況があるのかなというふうに思っておりますし、実は質問する中でちょっと触れませんでしたけれども、商工会、町を中心にやっているということしか触れませんでしたけれども、今銀行さんですか、金融機関についてもいろいろな国だとか道の融資の関係でかなり今6月1日以降各業者さんを回りながら事情を聞いているというふうにも聞いております。この間、なかなか金融機関についても、いわゆる外回りができない、そして経営状況はどんなになっているか分からないというような電話等では話はされておるのでしょうかけれども、なかなか対面してそういった具体的な話ができていないということも聞いておりましたけれども、6月1日以降そういった外回りも含めながら銀行さんも対策をしてやっているということで聞いております。

これも、この金額と件数については、多分今回の補正予算4,000万円でしたか、の中の対象になってくるのかなというか、いうふうに考えておりますので、ぜひともこの商

工業者等がいわゆる町の経済を支えられるような、やめていかないようなやっぱり対策というのもきちんとしていかないと、聞くところによるともう私ももう年だからやめてしまおうかなとか、そういったことも聞かれますので、ぜひ、1軒でも減ればまた町が寂れてしまうということも考えられますので、そういったことで町としても最大限の努力をしていていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいということを申し上げたいというふうに思っています。

2点目の林業です。

これいろいろ聞いております。今回コロナでこういったものについて、梱包材だとか建築用材がなかなか売れないという話は聞こえてくるのですが、一方で端材等は売れているということも聞いております。ただ、いわゆるバイオマスプラントに持っていく木質の、そういったことで、これは大手資本ですからどうでもいいことなのですが、そうは言いつつやはり足寄町も、先ほど言ったように林業もなかなか盛んな町だというふうに私自身も考えておりますし、町としてもいわゆる立木販売については当面見合わせたいということでありまして、いわゆる林業業者の雇用にも影響を与えるおそれがあるということで何らかの、追って何らかの方策を講じていくと検討をしていきながら、雇用の安定に寄与していきたいというふうに言っておられますので、これは今植付けが終わって今度下刈りということで、まあまあ町内の業者さんにおいては、今そういった状況が植付けと下刈りということでやられているのかなというふうに思っていますけれども、いずれにしてもこれ原材料生産数というのは冬期にかけてやっぱり産業振興も含めてなるということで、やっぱり3月の中くらいまでが冬期事業の最盛期になるのかなというふうに思っていますし、そういったことで、森林組合等とも関わってくるということもあるので、それから、いわゆる立木販売についても安定的に供給しながら、足寄町内の林業事業者が少な

くても年間働けられるようなところというのはつくってもらいたいというふうに思ってますし、いずれにしても森林環境譲与税も入ってきてながら、いろいろ森林道の整備だとかいろいろなことを今やろうとしている段階で、このコロナによってなかなか立木が切れない、売れないというきつい実態なのかなというふうに思っておりますけれども、いかんせん、足寄町も若い林業事業体というのもあります。やっぱりそういうことをやっぱり大事にしていながら、継続的な仕事ができるようなことも考えていただきたいというふうに考えておりますので、いずれにしても、何らかの方策ということを検討していきたいというふうに考えているということです。これがいつ頃までに大体検討がちょっと進められていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思ってます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

雇用の場イコール冬期間の事業についてということになりますと、まずは秋頃までに対しての事業については大体ほぼほぼ町、民有林事業含めて、大体計画的に進むだろうというふうに推測させていただいており、冬場の部分については、秋口前までに一定のどういったことができるかということとを原課以外の部分も含めて協議させていただきながら進めていこうということで、今直近では何をするかというのは具体的にまだ正直方策は決まっておりません。ですけれども、秋口ぐらいまでには状況を見ながら、関係機関というか、関係団体も含めて冬場の雇用の場づくりという形の中で恐らく考えられる部分というのは、やっぱり何というかな、木の伐採だとか、そういった形の中で、人の力というかな、要は作業員、労働者のできるような環境づくりがきちんと整えるにはどうしたらいいのかということとを、ちょっと秋ぐらいまでには詰めて決めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今課長のほうからお話があったように、いずれにしても間伐やら伐期が来ている木というのは相当あるというふうに思いますけれども、そういったことでやっていかなければいけないのかなというふうに思ってますし、町としても機械の補助ということ、機械を買って貸付けをするということ、高い機械も今回買うというふうになっているのかな。そこら辺ちょっとまだ後になるのだろうというふうに思うのですけれども、何かそういった機械も導入しながら進めていくといううわさも、うわさですね、これうわさですから、答えなくていいですけれども、そういったことも聞こえてくるので、やっぱりそういった人的な支援だとか、機械的な支援、町としても一生懸命やっているのは承知してはいますが、そこら辺でやっぱの安定的な、木材生産もそうなのですけれども、安定的なやっぱり雇用というのも大事にさせていただきたいというふうに思ってますので、これもコロナの影響が世界的に広がれば、先ほど言ったように梱包材も含めて、なかなかカラマツも売れないということになっていくというふうに思っておりますので、そこら辺についても今後以降対応をしていただきたいなというふうに思っております。

続いてちょっと3点目なのですが、工事との関係はやっぱり中国から物が入ってこないということで、2月、3月ですか、なかなかトイレだとか、そういったお風呂だとか、ちょっとあれですけれども入ってこないということで、なかなか工期に間に合わないということ等々もありまして、今は解消されたということで、通常での調達が可能状況となっているということで書いてありますので、それはそれでよかったのかなというふうに思っておりますけれども、ここで委員会等々でもこれについてお話をしたら、工期については幅を持ってやっておりますし、その工期内であってもそこら辺は先ほど答弁が

あったように、緊急事態宣言を含めて工事の
どうのこうのというのはありましたけれど
も、それについてはそれで国交省等から出さ
れているという、通知が出されているという
ことで、そういった対応をしていくというこ
とでありますのでいいのかなというふうに
思ってますけれども、何を言いたいかといえ
ば、そういったことで工期が遅れていく、そ
してそこで工期が遅れていくというのはい
いのですけれども、その中でいわゆる3か
月も4か月も、大きい工事ですよ、これ、
工事。3か月も4か月も遅れてくるとい
うふうになれば、またまたこれ繰越明細
とかいろいろいっぱい作業が出てきます
ので、そういったことも含めて大変仕事
的には延び延びになってきつくなってい
くのかなというふうには思ってますので、
そういったことについて、町としてはそ
ういった対策を持っているということ
でお伺いしておりますけれども、そ
ういった対策についても今後以降、そ
んなばかみたく工期が遅れるという
ことは全くないのかなというふうには
思ってますけれども、そういった大変な
面も抱えながらいるのかなというふう
に思ってますし、それと同時に4点目
もちょっと絡んできますので、お話を
したいというふうに思ってますけれど
も。

委託業務等々がたくさんある中で、コ
ロナについても清掃等の委託業務につ
いて発生した場合は国と同様の対応を
していきたいというふうに考えてお
りますということ、いろいろな委託があ
ると思うのです。建築、土木から例
えば清掃から庁舎管理ですか、夜警
ですか。それは様々なものがあるとい
うふうに思っておりますし、そ
ういったこと言えば、そこが感染を
してしまえば、感染者が出てしま
えばなかなか施設の警備が誰が
していくのかとか、清掃は誰が
するのかといったこともあるとい
うふうに思うのです。それと私も働
いておまして、私の同僚からもよく
言われるのは、ごみの収集なので
すけれども、本当にそれどうするのよ
というふうに思ってます。

みんなで話をしているのです。職場では
マスクを与えられてしているのですけ
れども、とにかくマスクをするのは
いいのですけれども、手袋が汚れた
ときだとか、そういった汚物とい
うか、そういったものを触ったとき
に感染するのではないのかなと、今感
染しないから大丈夫だよというよう
な話、冗談ですのですけれどもお互
いに。だけれどもやっぱり東京都、
横浜ですか、感染者が出たとい
うことを聞いて、やっぱり汚いのは
いいけれどもきついよねという言
われ方もするのです。そういったこ
とは起きれば、では誰がこの仕事
をするのだろうねという話にもな
っているのです、実は。そういった
ことで、多分会社のほうからはそ
ういった、誰がするのだとかどう
するのよなどということはいくら
も聞かされておられませんので、そ
こら辺、町の委託でやっているとい
うこともありますし、会社からは
アルコールだとかマスクは頂いて
ます。手袋もそれなりにあるのか
なというふうに思ってますけれど
も、そういったことで、私が働
いているところが例えば感染者が
出たら、どうするのという話もあ
りますので、ちょっとそこら辺含
めて、いわゆる警備だとか委託清
掃だとか含めて、国のどうのこう
のというのは全く分かりますけれ
ども、では町としてどう考えてい
るのかというのはいちちょっとお
聞かせたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいた
します。

実際に工事ですとか、委託ですとか、
いろいろな形で町から発注している
事業がございます。例えば工事だ
とか、多少ある意味工期遅らせて
も何とかありますよという部分も
あります。工期が遅れることによ
って、冬場になったりとかして
経費がもっとかかるのだとか、
そういったこともいろいろありま
すけれども、しかしながら工事だ
とかそういった部分では少し遅
れても、一定程度の経費がかか
るにしても何とかあるという部
分がありますけれども、例えば今
お話あったような委託の

部分ですね。警備ですとか、清掃ですとか、それからごみの収集ですとか、そういったところでもしもどなたかが、そこで働いている人が感染して、そこの一緒に仕事している人たちが濃厚接触者になって、しばらく仕事ができないよと。そうするとやっぱり2週間なり3週間なり、そこの仕事がストップする、そういう可能性も当然出てきます。そういったことがやっぱり出てくる可能性がありますので、そうするとさっき言った工事みたいにし少し遅らせても大丈夫だなという仕事もあれば、例えばごみの収集のように毎日収集しますよと。これは遅らせると、例えばその次の週だとかということになるのかもしれないけれども、例えば2週間、3週間、その収集がストップしますよだとかということになると、本当に町民の方たちの日常生活に非常に大きな支障が出てくるというような状況が出てきます。そういったことがこれからの部分でいくと考えられているのかなというところでもあります。

そういったときに、ではどうするのだと。委託しているのだから委託先で何とかしてくれという話に、これはなるかということになると、なかなかこれまた難しい話なのだろうなというように思っています。

そういった部分で、今回の事業をいかに継続していくかといった部分では、やはり検討がやっぱり必要になってくるのだろうなというように思っています。

今ちょっとの間、終息はしてませんけれども一段落しているところでもありますから、こういう時期に、やはりこの後感染したときにどうするのだといった部分をきちんと検討していかなければならないのかなというように考えているところでもあります。

そういった意味で、町としても考えなければなりませんし、業者の方たちにも考えていただかなければならないですし、お互いに話をしながら、仮にこうなったときにはどうしようという、そういった部分を検討していく、そういったことが必要なのかなというよ

うに考えているところであります。

今すぐ、そういったときにはどうするということとはちょっと今、まだ言えませんが、今後そういう業者さんと一緒に、もしも感染者が出た場合どうするということを十分に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今の町長の答弁で、少し安心したかなというふうに思っております。

いずれにしても、私はこのコロナウイルスですか、についてはやっぱり有事という扱いだというふうに思っています。それでやっぱり生活全般に対して、やっぱり驚異を与えている有事と。

この間も災害対策のものが出されまして、いろいろ冊子を読みましたが、いずれにしてもそういった対策があれには盛り込まれているということで、このコロナということも含めて、これも私も有事だというふうに思っていますので、町民が安心してやっぱり生活できるようにやっぱりしていかなければいけないということが一番だというふうに思っていますので、そういったことで、長丁場になるということで私も申し上げましたけれども、町長のほうからも長丁場になるということでも言われておりますので、いずれにしても、これ来年の何か東京オリンピックも控えておりまして、なかなか本当にオリンピックもできるのかということも今言われておりますし、そういった日本の国民並びに全世界がこのコロナの中で、それぞれで全世界の中で闘っているということもテレビ等々で私も承知しておりますし、そういったことで私たち町民一人一人が安心して生活して暮らせるといったことができるように、町としても考えていってほしいというふうに思っておりますし、最後に町民が安心して暮らし、生活ができるというところで、もう一度町長のほうから、そういった町政をつくっていききたいという決意というのですか、お聞かせ願って、

私の一般質問にかえていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答ををいたします。

先ほど高橋議員からもお話あつた一番最後の部分でも述べさせていだきましたけれども、やはり町民の皆さん方にはやっぱりコロナウイルスにかからない、予防を十分にしてくださいということ、これがやっぱり一番大事なのかなと思ひています。

経済対策というのはありますけれども、やっぱり自分たちがコロナウイルスにかからないというのが一番の、まずは一番の経済対策なのだろうというように思ひています。

そういった意味で、やはりマスクを着用する、手指の消毒というか、手洗ひをするだとか、そういったこと。それからそれぞれの3密を防ぐ、人と人との間隔を取る、こういったような基本的な部分がやっぱり一番まずは大事かなというように思ひています。そういった部分をやはりこれからも少し、今緊急事態宣言が解除されて、少し気が緩むと言つたらちょっと語弊あるかもしれませぬけれども、少し安心できるなという時期ではあります、やはりコロナウイルスに感染するリスクは全くなくなつたわけではありませぬので、そういった部分をきちんとこれからも予防に徹していくといった部分、やはりきちんと周知をしていかなければならぬなというように、町民の皆さんとともにやっつけていかなければならぬなというように思ひています。

それから、経済対策でありますけれども、今回補正予算の中でも少し、先ほどもいろいろとお話の中でもありましたけれども、補正予算なども組まさせていだきました。

やっぱり一番は取りあえず、やっぱり長丁場になりますけれども、取りあえず今大変なところというのをまずは少しでも救うこと、救うというか、救えるはなかなかできないの

ですけれども、少しでも支援ができないかなという、そういったところをまず今回の補正予算の中で組まさせていだきしているところでもあります。

なかなかアンケート調査もさせていだきましたけれども、本当に金額大きく損失というか、影響額が出ているところ、それから意外とそうでもなくそんなに、今までとそんな変わつてないよというところも確かにありました。ただ、長丁場になっていけばいくほど、いろいろなところに影響が出てくるわけですから、取りあえずはまずは今大変なところの支援を、それから農業ですとか、林業ですとか、これからまたそういう影響が大きくなっていく、そういったところも今後も引き続きよくいろいろな関係機関とも連絡取り合ひながら、連携しながら、そういう状況を聞きながら支援できるところは支援をしていくという、そういった部分を今後も進めていきたいなというように思ひておりますので、御理解いただければというように思ひます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

○10番（二川 靖君） これで一般質問を終えたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） これにて、10番二川 靖君の一般質問を終えます。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月11日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時16分 散会

令和2年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員